

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県広域水道企業団条例第1号）

- 1 デジタル化の一層の推進を図るため、職員のサービスの宣誓の実施方法について、企業長の面前で宣誓書に署名しなければならないとする規定を削除し、宣誓書を企業長に提出することのみを規定する等の所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。